

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和7年3月8日 20時30分頃
発生場所	阪神港神戸第6区 神戸第8防波堤灯台から真方位268° 170m付近 （概位 北緯34° 39.0′ 東経135° 15.0′）
事故の概要	遊漁船釣人家Xは、北進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和7年3月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 釣人家X、14トン
船舶番号、船舶所有者等	292-47429兵庫、株式会社釣人家
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	軽傷 4人（乗組員1人及び釣り客3人）
損傷	本船 船首部アンカーローラーに擦過傷 防波堤 コンクリートの欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 下げ潮の末期、月齢 8.4
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、阪神港神戸第6区の第8防波堤（以下単に「防波堤」という。）南方の釣り場に向けて北進していた。 船長は、0.75海里（M）表示としたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、主にGPSプロッターを見ながら、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、立って手動操舵で操船に当たっていたところ、防波堤に近づいてきたので防波堤南方沖50m付近で主機を中立とし、前進行きあしで北進を続けた。 船長は、防波堤西端に設置されている神戸第2信号所の点滅信号（神戸中央航路の航行管制信号）を左舷船首方に、防波堤東端に設置されている神戸第8防波堤灯台の灯光を右舷船首方に見ながら防波堤南方の釣り場で停船できるよう、GPSプロッターの表示縮尺を時折切り替えながら防波堤との接近状況を確認していた。 船長は、GPSプロッターの画面に防波堤が表示されていなかったため、防波堤まではまだ距離があると思い、北進を続けていたところ、目視で船首方5m付近に防波堤を認めて衝突の危険を感じ、主機を後進としたが、約6knの速力（船長の体感による）で本船の船首部が防波堤に衝突した。（図1参照）

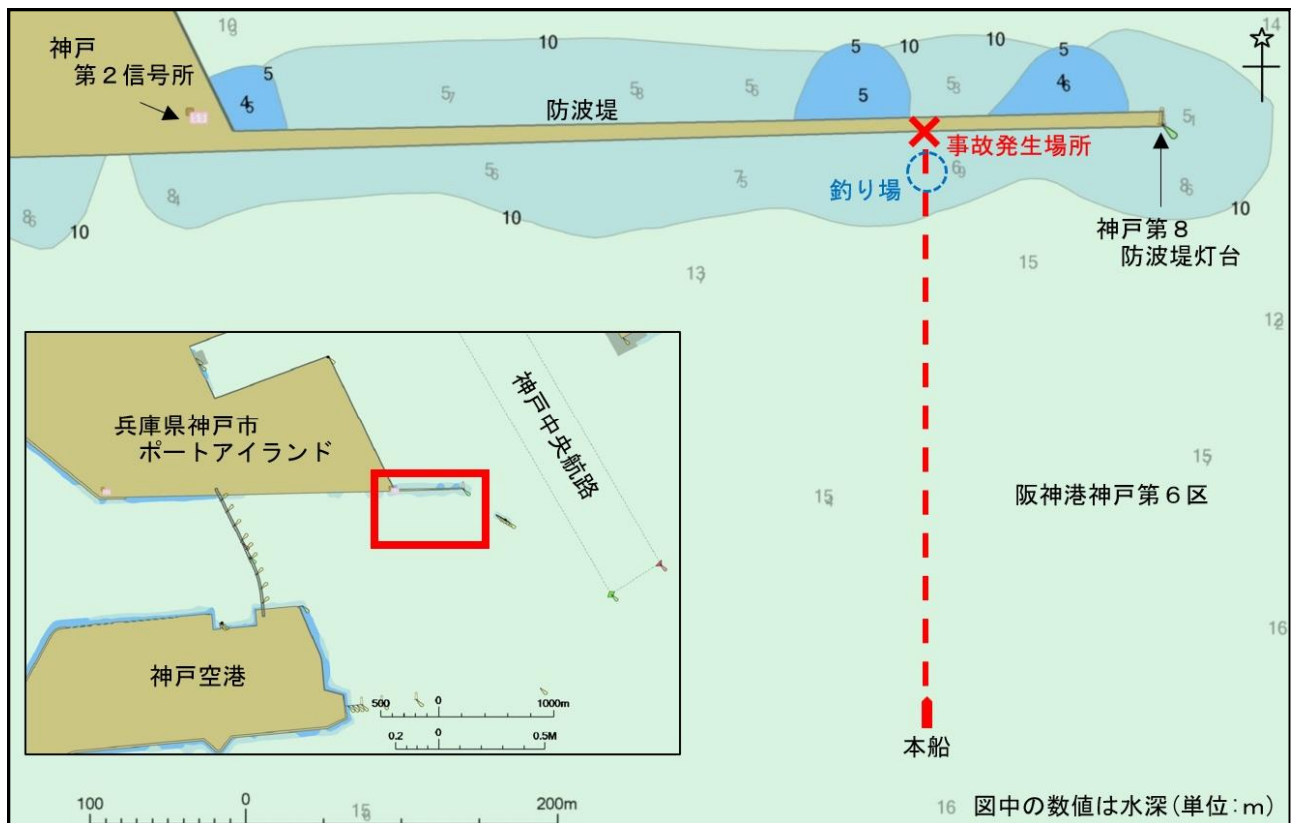


図 1 事故発生経過概略図

船長は、停船して釣り客の負傷状況及び船体の損傷状況を確認後、自力航行で出航場所に戻り、118番通報を行った。

体に痛みを感じた乗組員及び釣り客は、帰港後にそれぞれ病院を受診し、乗組員が上の歯1本欠損及び上半身左側の打撲傷、釣り客2人が頸椎捻挫並びに釣り客1人が頸椎捻挫、胸椎捻挫及び右前腕打撲傷と診断された。

船長は、夜間に本事故発生場所付近を約40回航行した経験があった。

操舵室左舷側に立っていた乗組員は、釣り客の釣果の計算や撮影した写真の整理をしており、防波堤に接近していることに気付いていなかった。

本事故後の現場調査時、本船が搭載していたGPSプロッターでは、表示縮尺が0.25Mの状態では防波堤が表示されていたが、0.125Mに拡大すると一瞬「0.125NM NO CHART」と表示された後、防波堤が表示されなくなることが確認された。(写真1～写真3参照)



写真1 縮尺0.25M



写真2 縮尺を0.25Mから0.125Mに変更した際の表示



写真3 縮尺0.125M

船長は、GPSプロッターの表示縮尺によっては陸地や防波堤が表示されなくなる場合があることは知っていたが、本事故時、目視で周囲の見張りをを行いながらGPSプロッターの操作ボタンを押して縮尺を切り替えていたので、0.125Mに拡大した際の「NO CHART」の警告表示に気付いていなかった。

本船が搭載していたGPSプロッターの取扱説明書には、使用中のミニ海岸線データカードの範囲を超えた拡大・縮小を行うと警告が表示されること、表示する縮尺が大きすぎると、陸地の塗り潰しがなくなるので、画面表示を適切な大きさに設定することが記載されている。

乗組員及び釣り客は、全員救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、防波堤南方沖を北進中、船長が、目視で周囲の見張りを行っていたものの、GPSプロッターを適切に使用していなかったことから、防波堤まではまだ距離があると思い、防波堤に接近し過ぎていることに気付くのが遅れ、防波堤に衝突したものと考えられる。

船長は、GPSプロッターの表示縮尺を防波堤が表示されなくなる縮尺まで拡大したことに気付かなかったことから、GPSプロッターの画面に防波堤が表示されておらず、防波堤まではまだ距離があると思っていたものと考えられる。

船長は、目視で周囲の見張りをを行いながらGPSプロッターの操作ボタンを押して表示縮尺を切り替えていたことから、防波堤が表示されなくなる縮尺まで拡大したことに気付かなかったものと考えられる。

操舵室左舷側に立っていた乗組員は、釣り客の釣果の計算や撮影した写真の整理をしていたことから、見張りの補助を行っておらず、防波堤に接近していることに気付いていなかったものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が、防波堤南方沖を北進中、船長が、目視で周囲の見張りを行っていたものの、GPSプロッターを適切に使用していなかったため、防波堤に接近し過ぎていることに気付くのが遅れ、防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、夜間、防波堤等の港湾施設付近を航行中に航海計器の表示縮尺を変更する場合、一旦停船して適切な縮尺となったことを確認した後に航行を再開すること。 ・ 遊漁船の船長は、乗組員に見張りの補助に当たらせること。 ・ 船長は、搭載している航海計器の取扱説明書を読んで操作方法及び機能に習熟しておくこと。